

県土整備部発注工事におけるICT活用工事の推進に関する試行方針

第1 ICT活用の推進

国土交通省が推進する i-Construction の施策の一つであるICTの全面的な活用について、現場の生産性向上や品質確保を図るため、兵庫県県土整備部発注工事においても、以下のとおり「ICT活用工事」の試行に取り組むものとする。

なお、運用にあたっては、別途定める以下の要領により実施するものとする。

県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT土工)の試行要領【受注者希望型】

県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT土工)の試行要領【発注者指定型】

県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT土工)(簡易型)の試行要領【発注者指定型】

県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT舗装工(路盤))の試行要領【受注者希望型】

県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT舗装工(路盤))の試行要領【発注者指定型】

県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT河川浚渫工)の試行要領【発注者指定型】

1-1 ICT活用工事を推進する工種

兵庫県県土整備部発注工事における、下記の工種とする。

土工(当該工種のICT活用工事を「ICT土工」という。)

- ・道路土工、河川土工、砂防土工、海岸土工

舗装工(当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工(路盤)」という。)

- ・舗装工、付帯道路工

河川浚渫工(当該工種のICT活用工事を「ICT河川浚渫工」という。)

- ・浚渫工(バックホウ浚渫船)

第2 実施体制

ICT活用工事の推進にあたっては、兵庫県県土整備部が一体となって取り組む体制を整備し、ICT活用工事の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

第3 ICT活用工事の推進を図るための措置

3-1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、以下に示す全ての施工プロセス(~)においてICTを全面的に活用する工事である。ただし、ICT土工(簡易型)は のみを対象とする。

【施工プロセス】

3次元起工測量

3次元設計データ作成

ICT建設機械による施工

3次元出来形管理資料等の作成

出来形確認及び検査

納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

3 - 2 実施手続及び必要な経費の計上

ICT活用工事を実施する場合、以下の発注方式に応じて必要な経費を計上する。

3 - 2 - 1 受注者希望型

公告時に別途定める特記仕様書を添付し、ICT活用工事の適用対象とすることを明示する。契約後に、受注者からの提案・協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める「土木工事標準積算基準書」により必要な経費を計上する。

3 - 2 - 2 発注者指定型

発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合、公告時に別途定める特記仕様書を添付し、ICT活用工事の対象であることを明示し、別途定める「土木工事標準積算基準書」により必要な経費を計上する。

3 - 3 工事成績評価における評価

ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価するものとする。

なお、発注者指定型において、ICT活用工事を実施しなかった場合は、ICT活用工事に必要な経費は計上しない（設計変更により減額する）ものとする。加えて、指名停止措置及び工事成績評価における「法令遵守等」項目で減点するものとする。ただし、ICT機器やICT建設機械が手配できない場合やICT建設機械により施工できない範囲がある場合等、受注者の責に帰すべき事由がないときはこの限りでない。

第4 ICT活用工事の推進のための当面の留意点

ICT活用工事の推進にあたって、受注者が円滑にICT活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4 - 1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用工事の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4 - 2 研修等の実施

関係者が一体となってICT活用工事の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。

平成 29 年 3 月 17 日施行（平成 29 年 4 月 1 日適用）
平成 30 年 3 月 22 日改定（平成 30 年 4 月 1 日適用）
平成 30 年 6 月 29 日改定（平成 30 年 7 月 1 日適用）
平成 30 年 7 月 31 日改定（平成 30 年 8 月 1 日適用）
平成 30 年 10 月 24 日改定（平成 30 年 11 月 1 日適用）
平成 30 年 11 月 1 日改定（平成 30 年 11 月 1 日適用）